

運用報告書の適正性に関する確認書

2019年3月18日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所	在地	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
不動産投資信託証券発行者名	MCUBS MidCity 投資法人	
(コード: 3227)		
代表者の役職・氏名	執行役員	土屋 勝裕
(署名)	土屋 勝裕	

本投資法人の執行役員である土屋 勝裕は、本投資法人の 2018 年 7 月 1 日から 2018 年 12 月 31 日までの第 25 期計算期間の資産運用報告の提出時点において、当該資産運用報告における投資法人の計算に関する規則（平成 18 年内閣府令第 47 号）第 71 条から第 75 条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。

記

1. 本投資法人の仕組み

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。投信法においては、資産の運用、資産の保管その他の業務を一定の他の者に委託しなければならないこととされております。本投資法人は、MCUBS MidCity 株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）に資産の運用に係る業務を委託しております。また、資産の保管に係る業務並びに計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務等を含む一般事務業務を三井住友信託銀行株式会社（以下「一般事務受託者」といいます。）に、それぞれ委託しております。また、本投資法人の会計監査人は、有限責任あずさ監査法人です。

2. 資産運用報告の作成プロセス

資産運用報告については、一般事務受託者より提出される会計帳簿及び資産運用会社の関係各部署より集約された情報に基づき、法律に係る記載内容については法律事務所による助言を受け、税務に係る記載内容については税理士法人による助言を受けるとともに、財務諸表等については会計監査人の監査を受けた上で資産運用会社のファンド企画部が作成しております。資産運用報告の内容については、資産運用会社の取締役会の承認を経た上で、最終的には投信法第 131 条第 2 項に基づき本投資法人の役員会で承認されております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 一般事務受託者が作成した会計帳簿及びその他の関係資料に記載されている事項並びに資産運用会社から定期的に報告されている事項のうち、本投資法人に係る重要な事項が、当該資産運用報告に適正に記載されていることを確認しております。
- (2) 資産運用会社において、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示、適時・適切な情報開示のための社内体制の整備が行われ、かつ実施されていることを確認しております。
- (3) 本投資法人の会計監査人である有限責任あずさ監査法人より、会計に関する記載内容について投信法第130条の規定に基づく会計監査を受け、同法第131条に基づく会計監査報告を受領しております。
- (4) 資産運用報告の作成にあたっては、投信法、投資法人の計算に関する規則、金融商品取引法等の関係法令に関して、本投資法人の法律顧問であるアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を受けております。
- (5) 税務に関する記載事項についてはKPMG税理士法人による助言を受けております。
- (6) 本投資法人に関する重要な事項について、資産運用会社より本投資法人の役員会に付議又は報告されております。

以上